

日時・場所	令和4年2月28日（月）9時00分～ 庁議室
出席者	栢木市長、川口副市長、西村教育長、田中議会事務局長、赤坂政策調整部長、馬野政策調整部政策監、市木病院事務部長、川端総務部長、長尾市民部長、吉田健康福祉部長、田中健康福祉部政策監、三上都市建設部長、武内環境経済部長、吉川教育部長、事務局

1. 開会

<市長挨拶>

- 新型コロナウイルスの感染状況について、収束の兆しが見えずこの先どうなるのか心配している。
- 4日（金）から議案質疑、一般質問が始まるので対応よろしく願います。

2. 議題

【報告事項】

- ①野洲市景観計画改訂（案）・野洲市景観条例改正（案）等に係るパブリックコメントの実施について
- 景観を保全・形成するため、太陽光発電設備等の設置に係る行為の制限に関する事項を定めることとし、それに伴い、景観計画の改訂及び景観条例の改正を行う。このことについて、市民から景観計画の改訂（案）及び景観条例の改正（案）に対する意見を募集する。なお、併せて、景観行政の一環として、屋外広告物の規制の見直しも進めており、それに伴う屋外広告物条例施行規則の改正（案）についても意見を募集する。
- 屋外広告物の規制について、広大な施設にとって緩和していただけるのはありがたい。
 - 施設の敷地面積で算出するが、建物の壁面や壁面に取り付ける突出、屋上等それぞれに基準があるので、必ずしも算出された面積を全て使って広告が掲出できるとは限らない。
 - 今回の改正は上位法の改正によるものか。
 - 上位法の改正によるものではない。届け出制度はそれぞれの市が独自に対応している。
 - 景観条例に違反した場合の罰則規定は設けられているのか。
 - 特に罰則規定は設けていない。あくまでも景観計画の規定に基づき指導させていただくというものである。
 - 太陽光発電設備について、既存の設備はどう対応されるのか。
 - 対象となるのは、施行後新たに設置されたものになるので、既存施設については届出の対象にはならないが、新たな制度の周知を図っていく中で基準に配慮いただくよう理解や協力をお願いする。施設の改修等で変更された時には届けを出してもらうことになる。
 - 既存の設備で届出の対象に当たるものはあるのか。また、現在屋外広告物で規制の範囲を超えているものはあるのか。
 - 太陽光発電設備については、施行日以降であれば届出の対象となるものはある。屋外広告物については、規制の範囲を超えており指導した事例はある。
 - 罰則等は設けないと説明されたが、今後も検討されないのか。
 - 基準に適合するよう指導を繰り返すことになる。これまで太陽光発電設備については、市に届出制度がなかったため、設置されても情報を把握していなかったが、届出をしていただくことで情報を把握し、周辺の景観も含めた配慮もお願いさせていただく。

- 景観計画に従わなかったときの対応、ルールを整理されてはどうか。また、既存の施設の情報を市が把握しておかないといけないのではないか。これまで届出制度がなかったということだが、既存施設の設置年や面積等の情報は収集されるのか。
- 可能な範囲で収集はできるが、全部把握することは難しい。
- 既存施設と新設施設で不公平が生じないように、進めていただきたい。
- 既存の施設については、先ほども申し上げた新たな制度の周知を図る際に、設置主にご理解いただけるよう啓発していく。
- 条例改正を議会へ提案する際には、今日出た意見、太陽光発電設備の既存施設の中に、届出の対象に当たるものが何件あるか、屋外広告物の違法件数等可能な範囲で整理しておくように。
(副市長)
- 指摘いただいた点について、整理しておく。

3. その他伝達事項

(市民部)

- 市内の新型コロナウイルスへの感染者は減少の傾向にあるが、感染予防について今まで以上に協力をお願いする。

(健康福祉部)

- 市内の保育施設について、職員の感染が確認されたため明日まで休園としている。

4. 次回部長会議の予定

3月3日(木) 9時00分～ 庁議室

5. 閉会